

令和5年度第1回

浜松市

障害者施策

推進協議会

会議資料

CONTENTS

- ▶ 議事1 第3次浜松市障がい者計画の進捗状況、第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況について・・・1ページ
 - ▶ 議事2 第4次浜松市障がい者計画の骨子案について・・・・・・・・・・・・・・33ページ
 - ▶ 議事3 障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について・・・・・・・・・・・・36ページ
- 報告事項
- 1 障がい者相談支援事業における支援体制の見直しについて・・・・・・・・・・・・42ページ
 - 2 医療的ケア児等相談支援センターの新設について・・・・・・・・・・・・・・44ページ

1 第3次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について

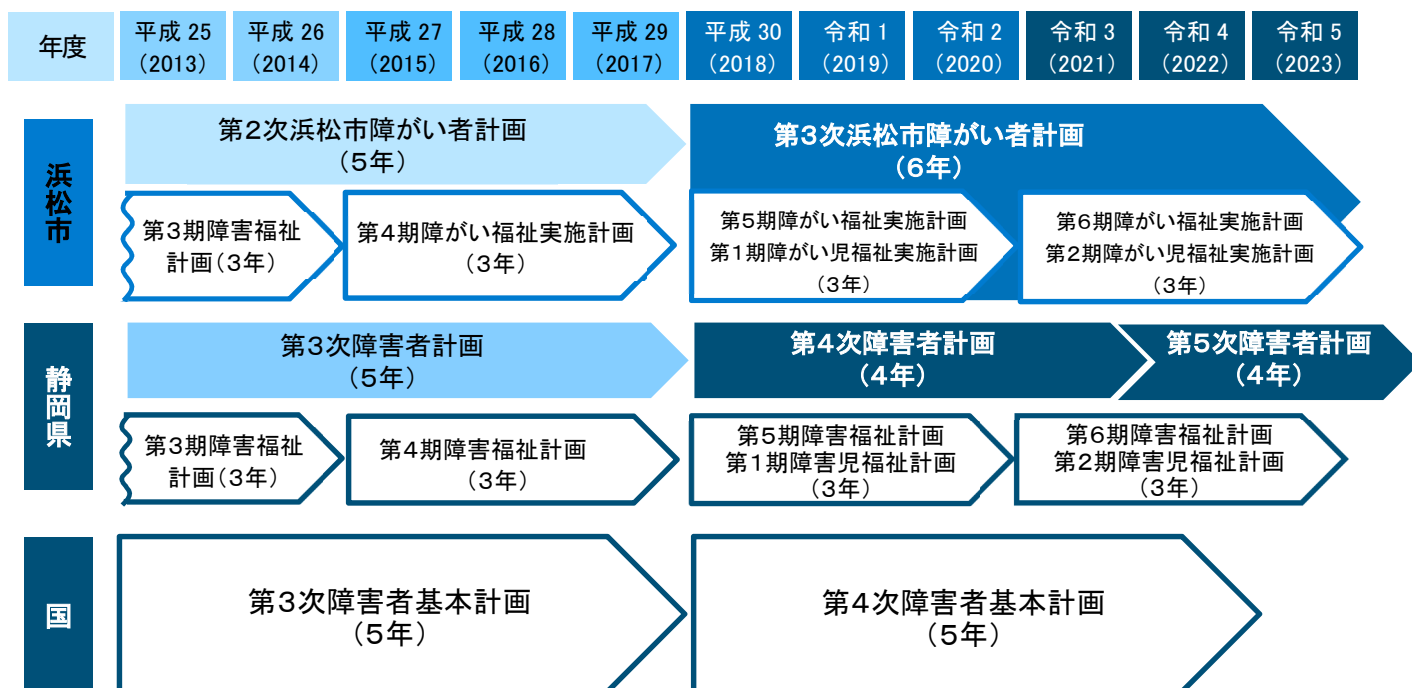
基本理念

「支え合いによって
 住み慣れた地域で
 希望を持って
 安心して暮らすことが
 できるまち」

基本目標

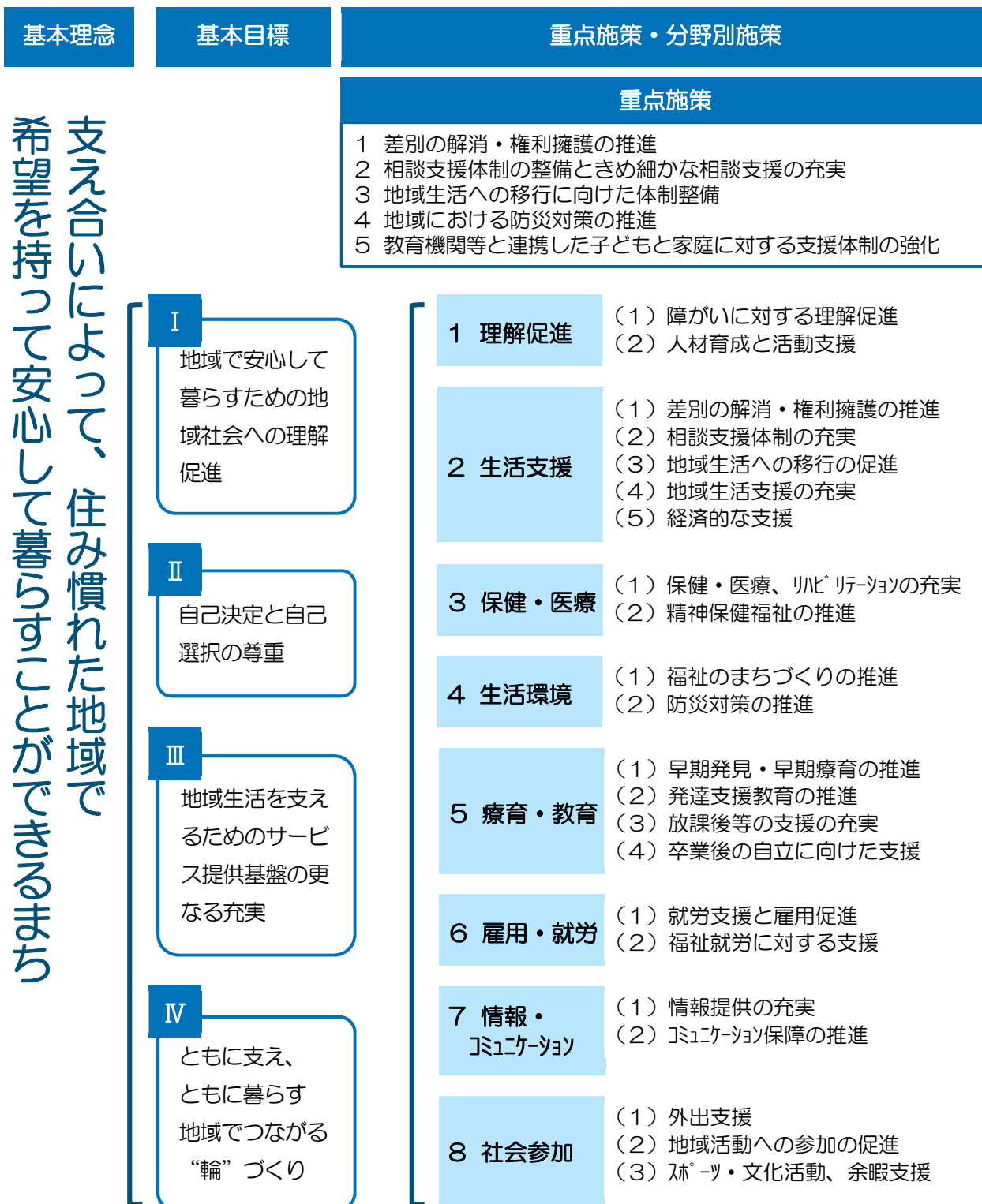
- I 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進
- II 自己決定と自己選択の尊重
- III 地域生活を支えるためのサービス提供基盤のさらなる充実
- IV ともに支え、ともに暮らす地域でつながる“輪”づくり

計画期間 平成30年度～令和5年度



計画の体系

計画の基本理念である“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”のもと、4つの基本目標と5つの重点施策、8つの分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します。



※基本目標、重点施策・分野別施策の番号は優先順位を表すものではありません。

(1) 差別の解消・権利擁護の推進

①障がいを理由とする差別の解消の推進

【計画目標】

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、職員に対しても、職員対応要領に基づき適切に対応するための研修を実施します。

また、地域における差別に関する相談等について、障害保健福祉課や各区の社会福祉課の相談窓口における対応に加えて、情報共有や差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進めるため、障害者差別解消支援地域協議会を運営します。

【R4 主な実績】

項目	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
市民及び事業者への啓発 出前講座等での周知啓発	実施	実施	実施	実施	実施
職員研修の開催	1回 参加者 45人	1回 参加者 24人	1回 参加者 25人	1回 参加者 7人	1回 参加者 13人
相談窓口での対応	3件	7件	4件	5件	9件
地域協議会の開催 ※浜松市障害者施策推進 協議会への報告	1回	1回	1回	1回	1回

【今後の方向性】

- ・職員に対する研修会の開催を継続する。
- ・地域協議会における事例報告等を継続する。

② 成年後見制度利用支援の促進

【計画目標】

成年後見制度とは判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度です。成年後見制度を利用したくても、家庭裁判所への申し立てを行う親族がない等の理由で制度を利用できない人を支援するため、家庭裁判所へ市長申し立てを行います。また、後見人報酬の費用負担が経済的に困難な人に対して助成を行います。

市民後見人の育成や中核機関を中心とした地域連携ネットワークの構築によるチーム支援等、制度利用の支援体制の強化について、弁護士・司法書士等の専門職や関係団体と協議し、制度の利用促進を図ります。

【R4 主な実績】

項目	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
家庭裁判所へ市長申し立ての実施	3 件	9 件	7 件	6 件	4 件
後見人報酬に関する助成	47 件	65 件	74 件	80 件	91 件
市民後見人養成講座の開催	-	受講者数 4 人	コロナ対応 のため 未開催	受講者数 2 人	受講者数 2 人
専門職や関係団体と協議（成年後見制度利用促進協議会等の開催）	4 回	5 回	5 回	4 回	4 回

【今後の方向性】

- ・引き続き、関係機関からの成年後見制度市長申立の相談に応じ、必要があれば市長申立を進めていく。
- ・成年後見制度に携わる団体や関係機関との連絡会においても、状況を踏まえながら、市民後見人の育成や市の支援の在り方について検討していく。
- ・市民後見人養成講座は、3 年間で 1 つの養成期間として、開催する。

③ 関係機関との連携による虐待防止の取り組み

【計画目標】

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う虐待防止連絡会の運営をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関と緊密に連携し取り組みます。

【R4 主な実績】

項目	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
虐待防止連絡会の開催 (高齢者福祉課と合同開催)	1回	1回	1回	1回	1回
高齢者・障害者虐待防止講演会 (主に施設従事者を対象としたもの)	1回 参加者 180人	1回 参加者 179人	1回 (WEB) 参加者 100人	1回 (WEB) 参加者 145人	1回 (WEB) 参加者 144人
連携研修 (行政・障がい者相談 支援センター職員を対象)	-	1回 参加者 59人	-	2回 参加者 107人	1回 参加者 56人
浜松市障がい者自立支援協議会 権利擁護部会内における養護者 虐待対応 WG (行政・相談支援センター・基幹 相談支援センター職員にて構成)	-	-	5回開催 手引書の 作成	12回開催	8回開催

【今後の方向性】

- ・今後も虐待防止の啓発を目的とした講演会の開催および事業従事者等を対象とした研修会を開催する。
- ・今後も連携協力体制の強化を図るため、高齢者福祉課と障害保健福祉課の合同で虐待防止連絡会を開催する。

(2) 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

① 基幹相談支援センターの設置と障害者相談支援事業所の再編

【計画目標】

障害者相談支援事業所への専門的な助言（スーパーバイズ）や相談員の人材育成を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

また、基幹相談支援センターを中核とした障害者相談支援事業所の有機的連携のもと、より効果的・積極的な相談支援体制を構築するため、障害者相談支援事業所を再編し、ニーズに対応できる相談支援体制や訪問支援（アウトリーチ）の充実等を図ります。

【R4 主な実績】

項目	H30	R1	R2	R3	R4
基幹相談支援センター					
専門的な助言	1,054 件	1,182 件	840 件	633 件	531 件
人材育成	主催研修 5 回、 講師派遣等 9 回、 ミニ研修 32 回	研修実施 28 回 (相談支援の 技術向上、障がい 特性に対応した 支援技術等)	研修実施 82 回 (相談支援の 技術向上、障がい 特性に対応した 支援技術等)	研修実施 87 回 (相談支援の技 術向上、障がい 特性に対応した 支援技術等)	研修実施 76 回 (相談支援の 技術向上、障がい 特性に対応した 支援技術等)
相談支援事業所の再編	-	15 事業所	6 事業所	6 事業所	6 事業所

【今後の方向性】

- ・引き続き、基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化を継続して実施していく。
- ・契約更新に向けて相談体制の見直しを行い、より効果的な相談支援体制の構築を進めていく。

② 地域生活支援拠点等の体制整備

【計画目標】

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の対応等、地域生活支援の提供の調整を基幹相談支援センターの機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。

【R4 主な実績】

項目	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
24 時間 365 日の相談支援体制を確保	147 件	138 件	187 件	290 件	139 件
介護者の緊急時における受入対応	22 件	18 件	18 件	21 件	9 件
各種研修の開催による人材育成	60 回	83 回	165 回	150 回	151 回
ひとり暮らし体験事業		-	-	2 件	4 件

【今後の方向性】

・地域生活支援拠点等検証委員会において検証した市内の支援体制について、改善に向けた取り組みを検討する。

③ 相談支援専門員の育成

【計画目標】

相談支援専門員を対象とした研修について、研修の目的や方法、講師の選定を含めたあり方を改善することで、相談支援専門員の資質向上を図り、質の高いマネジメントを提供します。

【R4 主な実績】

・研修会の開催

年度	H30	R1	R2	R3	R4
研修 テーマ	・性 ・ファシリテーション ・家族支援	・アセスメント ・障がい者家族への支援 ・強度行動障害	・相談支援専門員の役割 ・外国籍のケース支援 ・触法障がい者	・相談支援専門員の役割 ・地域福祉と相談支援 ・人間の性	・子どもと家庭の効果的なアセスメント ・意思決定支援について ・相談支援専門員に期待すること
実施回数	3回	3回	3回	3回	3回
受講者数	延べ 166 人	延べ 190 人	延べ 127 人	延べ 163 人	延べ 177 人

【今後の方向性】

・障がい者相談に対応する人材の資質向上のため、今後の取組み内容を検討していく。

④ 浜松市障がい者自立支援協議会の効果的な運営

【計画目標】

障がいのある人に対する支援体制整備等の協議を行う場である、障がい者自立支援協議会について、区障がい者自立支援連絡会との連携を強化するとともに、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会、専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営し、地域課題の解決やニーズに応じた施策の検討を図ります。

【R4 主な実績】

・市全体会、企画会議、専門部会、当事者部会及び浜松市障がい者相談支援センターの圏域ごとに設置しているエリア連絡会において、活動報告や、地域課題の把握、解決に向けた取り組みを実施した。

【今後の方向性】

・市協議会とエリア連絡会が連動し、地域における支援体制に関する課題抽出や解決に向けた取り組みを進める。

⑤ 浜松市発達医療総合福祉センター「はまつ友愛のさと」の運営

【計画目標】

浜松市発達医療総合福祉センター「はまつ友愛のさと」において、相談支援をはじめ、専門的な療育や日中活動の場、医療等、多様なサービスを総合的に提供することで、障がいのある人が、個人の尊厳を保ちながら、心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

【R4 主な実績】

項目	H30	R1	R2	R3	R4
運営日数	244日	240日	243日	242日	243日
利用者数	157,399人	161,166人	158,302人	161,554人	156,637人

【今後の方向性】

・障がいのある人が、個人の尊厳を保ちながら、心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援するため、安定した運営を継続する。

(3) 地域生活への移行に向けた体制整備

① 支援体制の整備

【計画目標】

施設入所や精神科病院等に入院している人が地域生活への移行により、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、地域の支援者等との連携による支援体制の構築を図り、個別支援へとつなげます。

また、浜松市障がい者自立支援協議会の積極的な活用により、地域移行に関する課題の共有と解決に向けた検討を行い、より効果的な推進を図ります。

【R4 主な実績】

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会

代表者会議・・・地域包括ケアシステム構築の方向性や進め方を協議（開催回数 2 回）

企画会議・・・課題の抽出、整理、具体的な取り組みを検討（開催回数 12 回）

ワーキンググループ・・・精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援体制の検討

ワーキンググループ	実施内容
事例検討 WG (開催回数 13 回)	事例検討会：精神科病院に入院中の事例について、地域生活へ移行するための課題や支援方法など、安定した地域生活が送れるよう検討した。 モニタリング会議：事例検討を実施した人について、検討後の支援状況についてモニタリングした。 事例検討のファシリテーター養成研修を開催した。
ピアサポート WG (開催回数 12 回)	精神障がい者の地域生活への意向や自立に対して当事者の立場で寄り添い支援を行うピアサポーター活動の普及に向けて、ピア活動に関心のある人同士の交流や意見交換を実施した。
実態調査 WG (開催回数 10 回)	当事者及び事業所職員に対し、「ピアサポートに関するニーズ調査」を行うとともに、精神科病院と地域援助事業者の連携状況に関する調査についても検討した。

・医療、保健、福祉の関係機関職員に対して「未就学児童を養育する精神障がいのある人の支援」をテーマに研修会を開催した。

【今後の方向性】

・精神障がいのある人が安心して地域で生活を送ることができる体制を検討するため実態を調査し、多職種による連携体制について検討する。

・保健・医療・福祉関係者の研修を継続し、支援者同士の連携と支援技術の向上を目指していく。

② 個別支援の充実

【計画目標】

施設入所中や精神科病院入院中から、退所、退院に向けた地域移行支援を行うとともに、地域生活への移行後は地域定着支援によるフォローを行い、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実させます。

【R4 主な実績】

項目	H30	R 1	R 2	R3	R4
地域移行支援 サービス利用	12 件	11 件	12 件	8 件	4 件
	うち精神障害者 5 件	うち精神障害者 6 件	うち精神障害者 6 件	うち精神障害者 6 件	うち精神障害者 3 件
地域定着支援 サービス利用	86 件	97 件	106 件	112 件	99 件
	うち精神障害者 61 件	うち精神障害者 79 件	うち精神障害者 85 件	うち精神障害者 92 件	うち精神障害者 80 件

【今後の方向性】

・地域生活支援に向けて、医療機関と地域援助事業者の連携強化など、地域の支援体制の充実を図っていく。

(4) 地域における防災対策の推進

① 災害時における支援体制の整備

【計画目標】

災害時に、障がいのある人の心身の状況や複合的に困難な状況に十分配慮した支援がなされるよう、福祉避難所の円滑な開設・運営や在宅避難者への支援等について、関係機関と連携した支援体制を整備します。

【R4 主な実績】

- ・自立支援協議会西南エリア連絡会の防災ワーキングにおいて、災害時を想定した福祉避難所対象者の選定（トリアージ）、福祉避難所受入時の本人状況の聞き取り訓練や段ボールベッドの組立訓練を実施した。
- ・災害時に支援の必要な医療的ケア児等を随時把握し、名簿を更新した。
- ・医療的ケアを必要とする人を対象とした災害時情報伝達訓練を実施した。

【今後の方向性】

- ・福祉避難所の協定締結施設等からの意見を確認し、市民・地域・市の連携による支援体制の整備、充実に努める。
- ・災害発生時に障がいのある人へ必要な支援や配慮を提供できるよう、引き続き体制整備に努める。
- ・コロナ渦で縮小していた社会福祉施設での実践的訓練の実施について、呼びかけをする。

② 避難行動要支援者名簿の活用

【計画目標】

浜松市地域防災計画に基づき、本人の同意のもと避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供します。また避難支援等関係者に、災害時避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を促進します。

【R4 主な実績】

・要支援者に対して支援体制が構築されている割合（マッチング率）

H30	R 1	R 2	R 3	R 4
33.8%	40.5%	60.7%	72.1 %	80.0%

・マッチング率の低かった4つの地区に対しては、自治会の会議に出席し、制度の趣旨の説明、Q&Aの配布、疑問点の解消を行うなど、伴走型支援を行った。

【今後の方向性】

・自治会が抱える疑問や課題を聞き取り、必要に応じて制度の整備をする。
・引き続き、自治会長等に当制度の理解を深めてもらうよう丁寧な説明をするとともに、マッチング率が低い地区に対して伴走型支援を実施する。

③ 避難支援対策の推進

【計画目標】

災害時に、障がいのある人が安心して避難できるよう、地域の防災訓練への参加の必要性を周知し、訓練への参加を促進します。

また、災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設と共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

【R4 主な実績】

・地域の防災訓練への参加促進

項目	H30	R 1	R 2	R3	R4
地域防災訓練で要支援者が参加している自主防災隊数	135 団体	84 団体	24 団体	54 団体	41 団体
地域防災訓練での要支援者参加者数	818 人	479 人	253 人	439 人	187 人

【今後の方向性】

- ・自主防災隊と避難行動要支援者及びその関係者が新型コロナウイルス感染症をきっかけとして希薄になり、接触する機会が減ったことから、再度、顔の見える関係の構築を促進する。
- ・自主防災隊に対して、避難行動要支援者への支援協力依頼とあわせて、要支援者に対しても積極的に防災訓練に参加するよう啓発していく。

(5) 教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

① 支援する職員・教員の資質向上

【計画目標】

児童発達支援センターや児童発達支援事業所の連絡会の充実を図り、センターの専門的支援のノウハウを広く提供することで支援内容の充実を図り、身近な地域で障がいのある子どもを支援することを目指します。

また、学校教育においては一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が行えるよう教職員研修を充実し、障がい理解と適切な指導力の向上を図ります。

【R4 主な実績】

- ・保育所等巡回支援事業・保育所等訪問支援事業連絡会の開催

(対象) 児童発達支援センター5ヶ所及び保育所等訪問支援サービス実施事業所

H30	R 1	R 2	R 3	R4
4回	4回	4回	4回	-

※一般園からの参加延人数 (R3 : 50 人、R2 : 30 人、R1 : 81 人、H30 : 82 人)

- ・保育所等巡回支援事業事例検討会の開催

(対象) 児童発達支援センター5ヶ所及び保育園等

R4
4回

※一般園からの参加 延 82 人

- ・児童発達支援事業所等連絡会

各事業所における実績報告や課題の共有を行ない、支援内容の充実を図った。

H30	R 1	R 2	R 3	R4
6回	5回	3回	6回	6回

- ・幼稚園、小学校、中学校の教職員を対象とした発達支援に関する研修

項目	H30	R 1	R 2	R 3	R4
実施数	18 研修 延 25 回	21 研修 延 26 回	16 研修 延 18 回	18 研修 延 22 回	17 研修 延 21 回
受講者数	1,204 人	1,271 人	993 人	1,548 人	1,491 人

※各研修の満足度 (指標) の平均 81%

(R3 83%、R2 83%、R1 90%、H30 90%)

【今後の方向性】

・保育所等巡回支援事業検討会

令和4年度より保育所等巡回支援事業の事業内容を見直し、専門的な知識のある受託事業者による保育所等巡回支援事業検討会を開催することとした。事例検討会では、保育園等から参加者を募る等、保育園等のスキルアップにつながる工夫をしていく。

・児童発達支援事業所等連絡会

各事業所が課題に主体的に取り組める体制づくりを行いながら、事業所職員の資質向上を図る。

・教職員研修

研修内容の充実を図るため、内容や事例の見直しなどを行い、発達に特性のある子供の理解を深め、専門性を向上させる研修を実施していく。

② 地域における支援の充実

【計画目標】

地域の保育所や幼稚園の職員のスキルアップや早期療育体制の強化を図るため、地域支援の提供を行う中核的な機能を持つ発達相談支援センター「ルピロ」や児童発達支援センターにより、保育所や幼稚園等に対する支援を行い、できる限り身近な地域で子どもを育てられる環境づくりを進めます。

【R4 主な実績】

・保育士、幼稚園教諭等に対する研修

対象：幼稚園・保育園等職員、小学校放課後児童会支援員など

項目	H30	R1	R2	R3	R4
実施数	6 研修 延 17 回	7 研修 延 18 回	6 研修 延 26 回	6 研修 延 21 回	6 研修 延 18 回
受講者数	延 854 人	延 715 人	延 412 人	延 539 人	延 434 人

【今後の方向性】

・現場の実情、ニーズに合った研修内容となるように検討していく。

③ 関係機関との連携の強化

【計画目標】

保護者をはじめ、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関と市役所関係各課が連携し、子どもの発達にかかわる情報を共有するとともに、発達障害者支援地域協議会を運営し、子どもや家庭に対するつながりのある支援の推進を図ります。

また、浜松市子育てサポートはますくファイルやしずおかサポートファイル、サポートかけはしシートを活用することにより、各ライフステージにおいて子どもの情報を引き継ぎ、家庭と保健、福祉、医療、教育機関が連携した切れ目のない一貫した適切な支援を行います。

【R4 主な実績】

・発達障害者支援地域協議会の開催

項目	H30	R1	R2	R3	R4
開催回数	全体会 2 回	全体会 2 回	全体会 2 回	全体会 2 回	全体会 2 回
	分科会 3 回	分科会 1 回	分科会 1 回	分科会 2 回	分科会 1 回

【分科会の協議内容】就労分野における支援の現状と課題

・かけはしシート引継ぎ対象児数（児童発達支援事業所から小学校への情報提供）

項目	H30	R1	R2	R3	R4
対象児数	193 人	239 人	237 人	281 人	271 人

・令和4年度はサポートかけはしシートを用いて、児童発達支援事業所から小学校へ 271 人の情報提供を行った。児童発達支援事業所の職員が小学校へ出向いて、対面で引継ぎを行うため、スムーズな引継ぎができています。

【今後の方向性】

- ・サポートかけはしシートについて、障がい者自立支援協議会のこども部会で検証を行い、内容の見直しも検討していく。
- ・発達障害者支援地域協議会を開催し、発達障害者支援がより充実したものになるように関係者と協議していく。
- ・はますくファイルの内容を見直し、令和4年度からはますくノートを配付している。関係機関等に対して周知を行い、多くの人に活用してもらえるよう体制を整えていく。

2 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期障がい児福祉実施計画の進捗状況報告について

1 令和4年度の目標値に対する実績

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

考え方

本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。令和3年度から令和5年度までの3か年で45人（累計）を入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人数の目標値として設定しています。



実績

施設入所者の地域生活への移行の実績と目標

単位：人

項目	第5期計画			第6期計画			達成率
	実績			実績	目標	R3～R5	
	H30	R1	R2	R3	R4		
地域移行者数	15	8	14	22	27	累計で45人 (年平均15人)	(※1) 180.0%
施設入所者数	642	652	660	665	664	R5までに639人	(※2) 96.2%

(※1) 地域移行者数達成率＝R4実績値÷年平均目標人数

(※2) 施設入所者数達成率＝目標値÷R4実績値

コメント

令和4年度の地域移行者数は27人で、グループホームへの移行者が3人、自宅への移行者が24人となりました。

なお、施設入所者の高齢化や重度化が進んでおり、重度の障がいのある人の地域移行を推進するために必要な支援体制の検討を進めるとともに、環境に合った行動や言動が難しい障がい者への対応について支援者が学ぶ機会を検討してまいります。

また、入所待機者が多くいることから、入所待機者の削減の取り組みも必要と考えております。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

考え方

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりのために、「浜松市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」を設置し、当事者をはじめ、地域の保健・医療・福祉関係者による協議の場で課題を共有し、解決のための方策を話し合います。



実績

地域の保健・医療・福祉関係者の協議の場として、「浜松市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会」において、年2回の代表者会議、月1回の企画会議を開催しました。

地域課題に応じた3つのワーキンググループ（事例検討、ピアサポート、実態調査）を開催し、精神障がいのある人の地域生活支援の仕組みづくりのために、必要な調査や検討を行いました。

また、保健・医療・福祉などの関係機関職員が参加する研修会を開催し、関係機関の日常的な連携づくりを行いました。

コメント

連絡会の設置により、精神障がいのある人の地域生活支援の仕組みづくりをはじめ、様々な課題について、当事者をはじめ、多職種による協議の場ができました。

今後も、毎月の企画会議やワーキンググループの活動を通して、新たな課題への対応などを検討し、連絡会で協議を進めていき、保健・医療・福祉などの関係機関の更なる連携による支援体制づくりに取り組みます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

考え方

障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行の支援や緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制の整備、地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築等を行います。



実績

障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できる体制を整備するため、相談、緊急時対応、人材育成、体験の機会の場の提供及び地域の体制づくりの5つの機能を有する地域生活支援拠点等整備を、基幹相談支援センターへの委託により継続して実施しました。

また、事業内容の検証を目的に開催した地域生活支援拠点等検証委員会では、現在実施している支援体制について検証を行いました。

コメント

現在取り組んでいる地域生活支援拠点事業を継続して行うとともに、支援体制の充実を図るため、地域のニーズを確認してまいります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

考え方

自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。令和5年度末に就労支援施設等から一般就労へ移行する人数を目標値として設定しています。

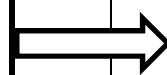


実績

就労支援施設等から一般就労への移行の実績と目標（単年度）

単位：人

項目	第5期計画			第6期計画				
	実績			実績		目標		
	H30	R1	R2	R3	R4	R3	R4	R5
一般就労への移行者数 (単年度実績)	150	140	140	176	179			219



コメント

就労移行支援事業 154 人、就労継続支援 A 型事業 18 人、就労継続支援 B 型事業 7 人の計 179 人が福祉施設から一般就労へ移行しました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う求人数や職場見学、実習等の就職活動の機会の減少などが影響し、移行者数が伸びなかったと考えられます。

民間企業の法定雇用率は令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%に引き上げられることから、企業における雇用が促進されると思われますので、就労移行支援事業所等と連携を取りながら、福祉施設から一般就労への移行促進を図ってまいります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

考え方

障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。



実績

目標	児童発達支援センターを継続して設置	希望する児童が保育所等訪問支援を利用できるよう体制を維持	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を維持
実績	5事業所	16事業所	8事業所

目標	医療的ケア児等の支援について関係機関の連携を図るため、医療的ケア児等支援協議会を継続して設置する。
実績	医療的ケア児等支援協議会において、災害時支援の課題があがっていたことから、医療的ケア児等災害ワーキングを立ちあげ、災害時の対応について検討を行いました。大規模地震時訓練として、システムを用いて、情報伝達訓練を行い、課題の把握・整理を行いました。医療的ケア児者の家族との意見交換会も開催し、意見をうかがうことで現状把握に努めました。

目標	医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを令和5年度までに配置する。
実績	令和3年度より配置している医療的ケア児等コーディネーターとの連携により、医療的ケア児等の地域支援体制の整備を図りました。

コメント

重症心身障がい児や医療的ケア児の受け入れが可能な児童発達支援や放課後等デイサービスへのニーズは高いため、事業者に対し定員の拡充や新規開設の働きかけをしていきます。

なお、新規開設を希望する事業者に対しては、指定基準等を十分に理解したうえで事業を実施するように指定申請時に指導を行い、サービスの質を確保するように努めます。

医療的ケア児等支援協議会において、課題の対応策について検討を行うとともに、障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の整備を図ってまいります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

考え方

地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

基幹相談支援センターが、総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化の役割を担うとともに、市内に5つ設置する障がい者相談支援センターと、自立支援協議会において、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。



実績

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実績と目標（単年度）

単位：人

項目	第6期計画					第6期計画 実績/目標
	実績		目標			
	R3	R4	R3	R4	R5	
専門的な指導・助言件数	633	531	800	800	800	66.3%
相談支援事業者人材育成件数	87	76	25	25	25	304.0%
地域相談との連携強化の取組回数	222	257	200	200	200	128.5%

コメント

基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化を継続して実施していきます。また、契約更新に向けて相談体制の見直しを行い、より効果的な相談支援体制の構築を進めていきます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築

考え方

障害福祉サービス等に係る研修への参加、障害者自立支援審査支払等システム等による請求に関する審査結果や障害福祉サービス等事業所に対する指導監査結果を、関係自治体と情報共有します。



実績

厚生労働省が実施する自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とした障害福祉関係指導監督従事職員向け講座に参加しました。

また、請求審査に関する他市町村との意見交換会や静岡県、静岡市と障害福祉事業者指導連絡会を開催し、指導監査結果の共有などにより指導監査の質の向上等に努めました。

コメント

今後も引き続き、障害福祉サービス等の質の向上のため、国等が実施する研修や講座への参加や関係自治体との情報共有などの取組みを実施します。

2 サービスの見込量に対する実績

(1) 障害福祉サービス

実績

利用者数の実績

単位：人（3月実績）

項目	第5期計画			第6期計画					実績率 実績/ 計画
	実績			実績		目標			
	H30	R1	R2	R3	R4	R3	R4	R5	
訪問系サービス	914	909	985	1,051	1,134	1,051	1,111	1,172	102.1%
居宅介護	769	758	812	875	938	854	895	936	104.8%
重度訪問介護	21	33	39	44	49	72	90	109	54.4%
同行援護	116	108	122	119	130	113	113	113	115.0%
行動援護	8	10	12	13	17	12	13	14	130.8%
日中活動系サービス	4,350	4,501	4,596	4,665	4,915	4,841	5,027	5,213	97.8%
生活介護	1,507	1,539	1,572	1,613	1,648	1,640	1,683	1,727	97.9%
自立訓練（機能訓練）	16	31	39	37	36	50	58	67	62.1%
自立訓練（生活訓練）	104	93	88	77	94	93	93	93	101.1%
就労移行支援	246	295	302	321	327	341	368	395	88.9%
就労継続支援（A型）	532	538	573	612	687	552	571	589	120.3%
就労継続支援（B型）	1,253	1,316	1,359	1,384	1,401	1,353	1,400	1,446	100.1%
就労定着支援	70	103	117	139	153	150	175	200	87.4%
療養介護	89	97	101	107	107	118	130	142	82.3%
短期入所	533	489	445	375	462	544	549	554	84.2%
居住系サービス	1,065	1,134	1,193	1,286	1,413	1,301	1,382	1,464	102.2%
自立生活援助	18	12	3	1	1	27	27	27	3.7%
グループホーム	378	443	504	592	706	589	662	735	106.6%
宿泊型自立訓練	27	27	24	28	31	46	54	63	57.4%
施設入所支援	642	652	662	665	675	639	639	639	105.6%
相談支援系サービス	4,970	5,116	5,501	5,827	6,102	5,645	5,874	6,102	103.9%
計画相談支援	4,872	5,008	5,383	5,708	5,999	5,494	5,708	5,922	105.1%
地域移行支援	12	11	12	7	4	21	21	21	19.0%
地域定着支援	86	97	106	112	99	130	145	159	68.3%

コメント

障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にあります。

訪問系サービスでは、重度訪問介護において実績が見込みを大きく下回っていますが、利用者数は増加しています。

日中活動系サービスは、おおむね見込みのとおりです。短期入所の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少傾向にありましたが、令和4年度末からは増加傾向に転じています。

居住系サービスでは、昨年に引き続きグループホームの整備が進んだことから利用者数が大幅に増加しています。

(2) 地域生活支援事業

実績

項目		第5期計画			第6期計画					実績率 実績/ 目標	
		実績			実績		目標				
		H30	R1	R2	R3	R4	R3	R4	R5		
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	100.0%	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	100.0%	
相談支援事業	相談件数	30,155	29,489	32,955	39,664	38,021	30,630	31,164	31,693	122.0%	
基幹相談支援センター	設置数	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	
成年後見制度利用支援事業		50	74	81	86	95	98	110	122	86.4%	
	市長申立件数	3	9	7	6	4	13	15	17	26.7%	
	報酬費助成件数	47	65	74	80	91	85	95	105	95.8%	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有	有	有	100.0%	
意思疎通支援事業		1,262	1,365	929	1,057	1,099	1,380	1,380	1,380	79.6%	
	手話通訳者派遣事業	1,195	1,278	893	1,025	1,052	1,300	1,300	1,300	80.9%	
	要約筆記者派遣事業	67	87	36	32	47	80	80	80	58.8%	
日常生活用具給付事業	給付件数	16,353	16,702	16,723	16,769	16,861	17,738	18,123	18,506	93.0%	
	介護・訓練支援用具	54	48	47	40	45	65	70	76	64.3%	
	自立生活支援用具	90	83	76	75	78	94	98	101	79.6%	
	在宅療養等支援用具	124	107	159	140	93	132	138	145	67.4%	
	情報・意思疎通支援用具	330	659	540	691	702	818	892	962	78.7%	
	排せつ管理支援用具	15,736	15,792	15,890	15,800	15,924	16,612	16,907	17,203	94.2%	
	居宅生活動作補助用具	19	13	11	23	19	17	18	19	105.6%	
奉仕員養成研修事業	修了者数	62	48	9	9	48	70	70	70	68.6%	
	手話	55	41	0	1	45	60	60	60	75.0%	
	要約筆記	7	7	9	8	3	10	10	10	30.0%	
移動支援事業	利用者数	335	349	329	335	353	400	430	460	82.1%	
地域活動支援センター	設置数	7	7	6	6	6	7	7	7	85.7%	
	利用者数	23,425	20,186	12,756	14,165	14,299	16,500	17,000	17,000	84.1%	
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	
障害児療育支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	
意思疎通支援者の養成研修事業											
	手話・要約	修了者数	20	23	21	19	21	25	27	29	77.8%
	盲ろう	修了者数	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	100.0%

失語症	修了者数		16	中止	2	2	7	7	7	28.6%
意思疎通支援者の派遣事業										
手話・要約	利用件数	26	30	4	4	8	28	28	28	28.6%
盲ろう	利用件数	930	865	458	529	365	896	896	896	40.7%
発達障害者支援地域協議会	開催数	2	2	2	2	2	2	2	2	100.0%
日中一時支援事業	利用者数	620	591	522	528	539	592	586	579	92.0%
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数	1	1	0	0	0	1	1	1	0%
芸術・文化講座開催等事業	実施回数	2	3	1	0	2	3	3	3	66.6%
点字・声の広報等発行事業	利用者数	150	149	129	190	190	140	140	140	135.7%

コメント

相談支援事業における障がい者相談支援センターは、令和3年度に第1期契約の満了を迎えました。地域におけるきめ細かな相談対応を実施するため、令和4年度以降も継続して設置しています。

3 令和4年度の目標値に対する実績

(1) 児童福祉法に規定するサービス

実績

利用者数の実績

単位：人

項目	第1期計画			第2期計画					実績率 実績/ 目標
	実績			実績		目標			
	H30	R1	R2	R3	R4	R3	R4	R5	
障害児通所支援	3,459	3,654	3,936	4,166	4,494	4,375	4,636	4,897	96.9%
児童発達支援	1,036	1,099	1,256	1,332	1,460	1,249	1,307	1,365	111.7%
放課後等デイサービス	1,665	1,783	1,909	1,993	2,069	2,285	2,469	2,652	83.8%
保育所等訪問支援事業	755	770	769	839	962	835	854	874	112.6%
居宅訪問型児童発達支援	3	2	2	2	3	6	6	6	50.0%
障害児入所支援	79	71	60	63	62	72	72	72	86.1%
福祉型	46	47	40	40	46	46	46	46	100.0%
医療型	33	24	20	23	16	26	26	26	61.5%
障害児相談支援	3,277	3,580	4,218	4,317	4,776	4,380	4,717	5,055	101.3%
医療的ケア児支援 コーディネーターの 配置の有無	無	無	無	有	有	有	有	有	100.0%

コメント

障害児通所支援の利用者数は前年度から 328 人増加しました。これは、発達障害の認知の社会的広がりや療育に対するニーズの高まりによるものと思われます。

児童発達支援事業所は9か所増の 43 事業所、また、放課後等デイサービス事業所は 10 か所増の 111 事業所となりました。

第4次浜松市障がい者計画の骨子案について

1 計画概要

(1) 第4次浜松市障がい者計画

(計画期間：令和6年度～令和11年度までの6年間)

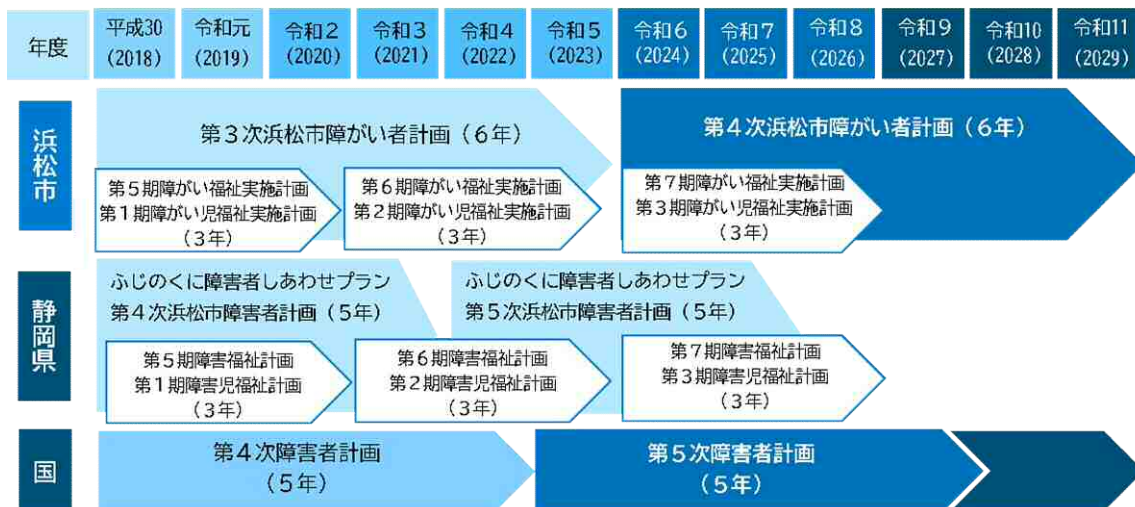
障害者基本法第11条に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため策定するもの。

(2) 第7期浜松市障がい福祉実施計画、第3期浜松市障がい児福祉実施計画

(計画期間：令和6年度～令和8年度までの3年間)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障がいのある人と障がいのある子どもの地域生活を支援するための、障害福祉サービス等の提供体制の確保や推進を図るため策定するもの。

2 計画期間



3 計画の骨子案について

別紙「障がい者計画施策体系」

4 計画策定スケジュール(予定)

月	障害者施策推進協議会	その他の協議会等
8月	○第1回障害者施策推進協議会 計画骨子案について (意見聴取)	○障がい者自立支援協議会当事者部会、 精神保健福祉審議会 計画骨子案について (意見聴取)
9月		○障がい者自立支援協議会企画会議 計画骨子案について (意見聴取)
10月	○第2回障害者施策推進協議会 計画案について (意見聴取)	○障がい者自立支援協議会全体会、障が い者自立支援協議会当事者部会、精神 保健福祉審議会 計画案について (意見聴取)
11月		○障がい者自立支援協議会当事者部会 パブリック・コメントの実施について (報告) ○区協議会 パブリック・コメントの実施について (報告)
	パブリック・コメント実施	
2月	○第3回障害者施策推進協議会 パブリック・コメントの 結果について (報告)	○障がい者自立支援協議会全体会、障が い者自立支援協議会当事者部会、精神 保健福祉審議会 パブリック・コメントの結果 (報告)
3月		○障がい者自立支援協議会企画会議 パブリック・コメントの結果 (報告)
	計画策定・公表	

▶ 第4次計画策定の視点

- 本計画の上位計画である浜松市総合計画との整合性を図り、引き続き「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」を基本理念とします。4つの基本目標と5つの重点施策、8つの分野別施策を定め、総合的かつ計画的に推進する体系とします。
- 第3次浜松市障がい者計画に基づく施策の実施状況等の分析及び評価を行い、計画を策定します。
- 浜松市障がい福祉に関するアンケート調査(当事者のニーズや障害福祉サービス等の利用状況、障害福祉施策に関する意見などのアンケート調査)や障害福祉サービス等事業所への訪問調査、「浜松市障害者施策推進協議会」、「浜松市障がい者自立支援協議会」、「精神保健福祉審議会」などからの意見を踏まえ、計画を策定します。
- 法整備や国の障害者基本計画(第5次)を基本とし、浜松市の特性を踏まえ、障害福祉を取り巻く環境の変化や新たな課題に的確に対応します。

第3次計画の骨子

基本理念

「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」

基本目標

- | | | | |
|---------------------------|-----------------|-------------------------------|------------------------------|
| I 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進 | II 自己決定と自己選択の尊重 | III 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実 | IV ともに支え、ともに暮らす地域でつながる”輪”づくり |
|---------------------------|-----------------|-------------------------------|------------------------------|

重点施策

- 1 差別の解消・権利擁護の推進
- 2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実
- 3 地域生活への移行に向けた体制整備
- 4 地域における防災対策の推進
- 5 教育機関等と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

分野別施策

- | | |
|----------------|---|
| 1 理解促進 | 関係機関との緊密な連携のもと、障がいの有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念について更なる普及を図ります。 |
| 2 生活支援 | 自己決定による尊厳ある地域での暮らしを前提とし、個々のニーズや実態に応じた適切な支援を提供します。 |
| 3 保健・医療 | 疾病・障がいに関する知識等の普及・啓発を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実を図ります。 |
| 4 生活環境 | 暮らしやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心して暮らすことができるよう防災対策の充実を図ります。 |
| 5 療育・教育 | 子どもが夢や希望をもって暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係機関と連携して、各ライフステージを通じて、一貫したきめ細かい支援を実施します。 |
| 6 雇用・就労 | 一人ひとりが働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指します。 |
| 7 情報・コミュニケーション | 障がいの特性に配慮した、様々な媒体を活用した情報提供やコミュニケーション保障等により、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を推進します。 |
| 8 社会参加 | 外出支援や社会参加の促進、スポーツ・文化活動、余暇支援等により、充実した地域生活を目指します。 |

第4次計画の骨子(案)

重点施策

- 1 差別の解消・権利擁護の推進
- 2 相談支援体制の整備ときめ細やかな相談支援の充実
- 3 地域生活への移行に向けた体制整備
- 4 地域における防災対策の推進
- 5 関係機関と連携した子どもと家庭に対する支援体制の強化

分野別施策

- | | |
|----------------|---|
| 1 理解促進 | 関係機関との緊密な連携のもと、互いの人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念について更なる普及を図ります。 |
| 2 生活支援 | 自らが望む暮らしを実現できるよう、個々のニーズや実態に応じた適切な支援を提供します。 |
| 3 保健・医療 | 疾病・障がいに関する知識等の普及・啓発を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携した支援の提供体制の充実を図ります。 |
| 4 生活環境 | 暮らしやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心して暮らすことができるよう防災対策の充実を図ります。 |
| 5 療育・教育 | 子どもが夢や希望をもって暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係機関と連携して、各ライフステージを通じて、一貫したきめ細かい支援を実施します。 |
| 6 雇用・就労 | 一人ひとりが働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指します。 |
| 7 情報・コミュニケーション | 社会のあらゆる活動に参加するために、障がいの特性に配慮した、情報の取得及び利用や意思疎通にかかるコミュニケーション支援を推進します。 |
| 8 社会参加 | 障がいの有無に関わらず、誰もが、地域活動やスポーツ・文化活動、余暇支援等に参加することを通じて、充実した地域生活を目指します。 |

障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について

平成 28 年 4 月 1 日から施行された障害者差別解消法について、令和 4 年度の本市の取り組み状況等についてまとめたもの。

1 差別解消に向けた啓発及び研修

(1) 障がいを理由とした不当な差別解消に向けた啓発活動

- ・啓発用リーフレットの作成
- ・出前講座等の活用による周知啓発（聖隷クリストファー大学 5 月）
- ・歯科保健推進会議での説明（7 月）

(2) 職員対応要領の策定及び職員研修

- ・新規採用職員に対する研修（1 月、104 人参加）
- ・窓口対応職員に対する研修（3 月、13 人参加）

2 合理的配慮の提供及びユニバーサルデザイン化の取り組み

(1) 広報

- ・広報はままつの点字版及び音声版の発行、HP や広報はままつでの UD フォント使用（広聴広報課）
- ・はままつ市議会だよりの点字版及び音声版の発行（調査法制課）
- ・録音図書・点字図書の貸出し（城北図書館）

(2) 施設整備等

- ・中央図書館等のユニバーサルデザイン化整備工事（公共建築課）
- ・八幡駅周辺バリアフリー化整備費補助（交通政策課）（道路企画課）

(3) 学校教育

- ・教員を対象とした人権に関する研修（指導課）

(4) 危機管理

- ・防災マップでの UD フォントの使用 ※可能なかぎり

3 点字プリンタの活用

各種手当など個人情報を含む通知について、点字プリンタ機器等の導入や拡大フォントでの文書提供により、視覚障がい者に対する情報提供の推進を図る。

- ・税情報等通知（点字・拡大フォントでお知らせ） 点字：689 部、拡大フォント：41 部
※（R 5. 5 月現在：点字希望者 38 名・拡大フォント希望者 10 名）

【点字化等に対応する通知】

- ・介護保険料特別徴収変更（決定）通知書
- ・介護保険料納入通知書
- ・介護保険給付費通知
- ・国民健康保険料決定通知書
- ・後期高齢者医療決定通知書
- ・国民健康保険医療費通知
- ・固定資産税都市計画納税通知書
- ・個人市民税・県民税納税通知書
- ・市民税・県民税申告書
- ・市民アンケートラベル
- ・コロナワクチン接種券のお知らせ
- ・住民税非課税世帯等への給付金のお知らせ
- ・外出支援助成券交付のお知らせ

4 ICT を活用した遠隔手話通話サービスの実施

市役所及び区役所にタブレット型端末を配置し、区役所の通訳者不在時にテレビ電話機能を活用した画面越しの手話通訳を行い、ろう者の窓口サービス等の利便性の向上を図る。

- ・設置手話通訳者による遠隔手話通訳（浜北区除く）
令和4年4月～令和5年3月実績 4件
（参考 区役所窓口手話通訳者対応状況 509件）
- ・専門性の高い業者（浜北区）による遠隔手話通訳
令和4年4月～令和5年3月実績 10件

5 相談状況

(1) 相談件数：9件（令和4年度） (件)

区分	不当な差別的 取り扱い	合理的配慮の 不提供	その他	計
地方公共団体による	0	1	0	1
民間企業による	0	0	2	2
その他	0	1	5	6
計	0	2	7	9

(2) 主な相談内容と対応

ア 相談者：本人（精神障がい者）（相談分野：生活環境）

<p>【相談内容】</p> <p>近隣住民の騒音により生活が脅かされている。回覧版が回ってこない。また、非常識な時間帯に回ってくる。</p>
<p>【対応】</p> <p>相談者は精神保健福祉士との相談を希望していたため、精神障がい担当者へ対応を引継ぎ。</p>

イ 相談者：本人（聴覚障がい者）（相談分野：理解促進）

【相談内容】

離婚調停中の娘の夫から、聴覚障がいを理由に娘と孫の監護補佐はできないと言われた。

【対応】

監護保佐の可否は、裁判所が判断するものであり娘の夫が判断することではないことを伝えた。相談者は当課が相手方に話しをすることについて希望しなかったため、今後何か心配事があるようであれば当課へ相談するよう伝えた。

ウ 相談者：本人（知的障がい者）（相談分野：情報・コミュニケーション）

【相談内容】

痰が絡み食事が取れないため乳幼児粉ミルクを3時間おきに飲んでいる。上司が周りに言いふらし、周りから変な目で見られるため我慢している。

【対応】

相談者から、障がい者の就労支援センターの担当者への情報共有と対応依頼があり、センターへ連絡した。

エ 相談者：その他（本人：精神障がい者）（相談内容：生活支援）

【相談内容】

県内タクシーの割引について、対象が身体障害者手帳および療育手帳の所持者のみであるのはおかしい。

【対応】

制度の所管である県タクシー協会へ相談内容を情報提供し、相談者が差別であると感じていることを伝えた。県内タクシー協会からは、参考意見とするとの回答を得た。相談者へは県タクシー協会の回答を伝えた。

オ 相談者：本人（精神障がい者）（相談分野：情報・コミュニケーション）

【相談内容】

一部のジムのインストラクターの対応がひどい。周りと同じように接してほしい。

【対応】

ジム側へ聞き取りを実施した結果、障がいのある人への対応について配慮している、今後も配慮した対応をしていくとの回答を得た。相談者へは、ジム側の回答を伝えた。

カ 相談者：その他（本人：知的障がい者）（相談分野：理解促進）

【相談内容】

マイナンバー窓口で家族が入力操作等を行うことができるか確認したところ、家族による入力出来ないとの一点張りだった。

【対応】

交付時の対応について、マイナンバー窓口へ確認。障がいのある人等、本人が暗証番号を打てない、決められない人については、家族等付き添い人、また職員が代わりに暗証番号の入力を行うことができることを確認できたが、相談内容については確認できないとのことであった。

市民への対応は、誤解を招くことがないように丁寧に対応するよう助言し、相談者へは当課の対応について連絡した。

キ 相談者：家族（本人の障がい種別は不明）（相談分野：療育・教育）

【相談内容】

放課後児童会入会について電話で相談した。相談者は車いすで生活しているが、電話対応者からは子の状況を具体的に確認せず、受け入れが難しいと言われた。

【対応】

放課後児童会の運営管理先へ、保護者、児童と面談等を行い、児童の状況に関する情報収集をした上で、受け入れ可能か判断するよう依頼した。

運営先が保護者児童と面談した結果、放課後児童会への受け入れが可能と判断し入会した。

ク 相談者：本人（精神障がい者）（相談分野：情報・コミュニケーション）

【相談内容】

免許証の住所変更の際、診断書の提出求められたり、なぜ引っ越してきたか質問された。

【対応】

免許センター、警察署へ連絡し、障がいのある人が免許証の住所変更の手続きする際に診断書の提出を求めることがあることについて確認した。

相談者へは、警察署等へ確認した旨連絡し、事情を説明したところ納得し理解を得た。

ケ 相談者：その他（不明）（相談分野：理解促進）

【相談内容】

発達障がいのことをグレーゾーンと表現している看板があるが不適切ではないか。

【対応】

静岡県へ確認。グレーゾーンという言葉が必ずしも不適切とは限らないことを確認し、相談者へ回答した。

(3) 相談者、相談方法等の推移

相談者	R3	R4
本人	4	5
家族	1	1
福祉事業所	0	0
福祉団体	0	0
企業	0	0
行政	0	0
その他	0	3
計	5	9

相談方法	R3	R4
来庁	1	1
電話	3	7
FAX	0	0
メール	0	1
手紙・書面	1	0
市長へのご意見箱	0	0
その他	0	0
計	5	9

障害種別	R3	R4
視覚障害	1	0
聴覚障害	1	1
言語障害	1	0
肢体不自由	1	0
内部障害	0	0
知的障害	1	2
精神障害	2	4
発達障害	0	0
高次脳機能障害	0	0
難病	0	0
その他	0	0
不明	0	2
計	7	9

性別(本人)	R3	R4
男	2	3
女	2	5
不明	1	1
計	5	9

差別の主体	R3	R4
地方公共団体による	2	1
民間企業による	2	2
その他	1	6
計	5	9

差別の種類	R3	R4
合理的配慮の不提供	1	2
不当な差別的取り扱い	0	0
その他	4	7
計	5	9

相談分野	R3	R4
福祉サービス	0	0
医療	2	0
商品販売及びサービス	1	0
労働及び雇用	0	0
教育	0	1
建築物の利用	0	0
交通機関の利用	0	1
不動産取引	0	0
情報の提供	0	0
意思表示の受領	1	0
行政	0	1
他機関からの相談	0	0
その他	1	6
計	5	9

対応	R3	R4
聞き取りのみ	0	1
情報提供・助言	0	7
他機関への取次・斡旋	1	0
その他	4	1
計	5	9

障がい者相談支援事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話：457-2864
------------	-----------------------------

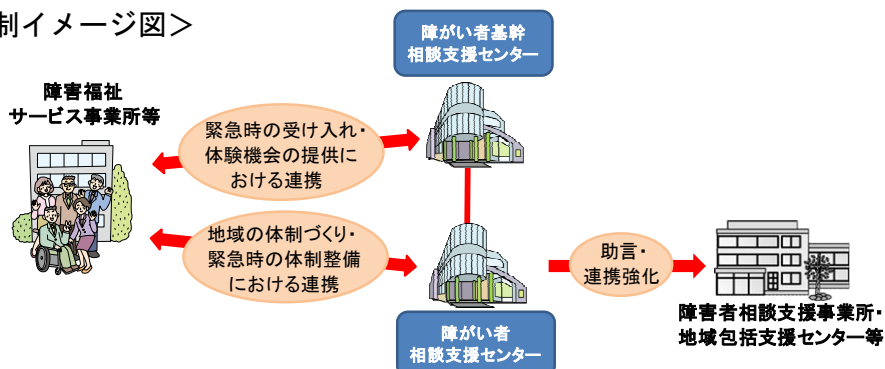
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	719,406	325,527	0	0	393,879

※事項：障がい者相談支援業務委託費 期間：令和8年度まで

目的	障がいのある人及びその保護者等からの相談に対応する支援体制を充実させるため、相談圏域や配置人員の見直し等を行う。																																																						
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に委託相談支援事業所15か所を5か所の障がい者相談支援センターと相談支援事業所シグナルへ再編した。 相談員や地域の関係者から、圏域が広域となり身近な相談になっていないとの意見が多く寄せられている。 センターの相談件数及び対応業務が増加しており、支援体制の見直しが必要である。 																																																						
事業内容	<p>1 支援体制の見直し 相談支援体制を強化するため、新たに2センターを新設し、8センター体制（1基幹相談支援センター、7相談支援センター）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">人工</th> <th rowspan="2">設置場所</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>再編後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者基幹相談支援センター</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>福祉交流センター</td> </tr> <tr> <td>中障がい者相談支援センター</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>和合せいれいの里</td> </tr> <tr> <td>東障がい者相談支援センター</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>東区役所</td> </tr> <tr> <td>西障がい者相談支援センター</td> <td rowspan="2">6</td> <td>4</td> <td rowspan="2">1</td> <td>西区役所</td> </tr> <tr> <td>南障がい者相談支援センター</td> <td>3</td> <td>新設（※場所調整中）</td> </tr> <tr> <td>北障がい者相談支援センター</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>△1</td> <td>北区役所</td> </tr> <tr> <td>浜北障がい者相談支援センター</td> <td rowspan="2">4</td> <td>4</td> <td rowspan="2">2</td> <td>浜北保健センター</td> </tr> <tr> <td>天竜障がい者相談支援センター</td> <td>2</td> <td>新設（※場所調整中）</td> </tr> <tr> <td>相談支援事業所シグナル</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>△3</td> <td>他センターへ移管</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年 6月 事業委託先公募（一般競争入札） 令和5年 8月 事業者選定 令和6年 2～3月 事務引継ぎ・開設準備 令和6年 4月 新支援体制開始 	区分	人工			設置場所	現行	再編後	増減	障がい者基幹相談支援センター	5	5	0	福祉交流センター	中障がい者相談支援センター	7	8	1	和合せいれいの里	東障がい者相談支援センター	4	4	0	東区役所	西障がい者相談支援センター	6	4	1	西区役所	南障がい者相談支援センター	3	新設（※場所調整中）	北障がい者相談支援センター	4	3	△1	北区役所	浜北障がい者相談支援センター	4	4	2	浜北保健センター	天竜障がい者相談支援センター	2	新設（※場所調整中）	相談支援事業所シグナル	3	0	△3	他センターへ移管	合計	33	33	0	
区分	人工			設置場所																																																			
	現行	再編後	増減																																																				
障がい者基幹相談支援センター	5	5	0	福祉交流センター																																																			
中障がい者相談支援センター	7	8	1	和合せいれいの里																																																			
東障がい者相談支援センター	4	4	0	東区役所																																																			
西障がい者相談支援センター	6	4	1	西区役所																																																			
南障がい者相談支援センター		3		新設（※場所調整中）																																																			
北障がい者相談支援センター	4	3	△1	北区役所																																																			
浜北障がい者相談支援センター	4	4	2	浜北保健センター																																																			
天竜障がい者相談支援センター		2		新設（※場所調整中）																																																			
相談支援事業所シグナル	3	0	△3	他センターへ移管																																																			
合計	33	33	0																																																				

<支援体制イメージ図>



医療的ケア児等支援事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話: 457-2864
-------------	------------------------------

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	48,939	11,565	0	0	37,374

※事項：医療的ケア児等支援業務委託費 期間：令和8年度まで

目的	医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）が心身の状況等に 応じた適切な支援を受けられるよう支援体制を整備するため、医療的ケア児等相談支援 センターを設置する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から相談支援事業所シグナル（浜北区）に医療的ケア児等コーディネーターを1人工配置した。 利用者の利便性向上や障がい者基幹相談支援センター等との連携強化を図るため、市中心地において事業を実施する必要がある。
事業内容	<p>1 医療的ケア児等相談支援センターの概要</p> <p>配置人工：2.25人工 必要資格：医師、看護師、相談支援専門員等 設置場所：福祉交流センター（中区） 想定受託者：共同運営協議会</p> <p>2 スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年 6月 事業委託先公募（公募型プロポーザル） 令和5年 10月 事業者選定 令和6年 2～3月 事務引継ぎ・開設準備 令和6年 4月 医療的ケア児等相談支援センター開設

<イメージ図>

